

区立小・中学校における学校給食費無償化について

(付議の要旨)

エネルギー価格・物価高騰が区民生活に多大な影響を及ぼしてきており、学齢期の子どもがいる保護者の負担軽減施策の更なる充実を図るため、緊急的な措置として、令和5年度における区立小・中学校の児童・生徒の学校給食費無償化を実施する。

1. 主旨

区では、区立小・中学校における児童・生徒の学校給食費について、これまでに就学援助制度の所得基準額を引き上げ、学校給食費の支給対象者を拡大し、段階的に無償化を進めてきたほか、今年度には高騰する食材費への対応として、令和4年6月分から令和5年3月分までの食材費増額分として、学校給食費単価の10%相当分を公費負担とするなど、保護者の負担軽減施策に取り組んできたところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、急速に進む円安やウクライナ情勢に伴うエネルギー価格・物価高騰により、区民生活に多大な影響を及ぼしており、今後の見通しも不透明である中、学齢期の子どもがいる保護者の経済的負担が増加している状況にある。

以上のことを踏まえ、保護者の負担軽減施策の更なる充実を図るため、緊急的な措置として、令和5年度における区立小・中学校の児童・生徒の学校給食費無償化を実施する。

なお、令和6年度以降の継続については、エネルギー価格・物価高騰の状況や社会情勢等を踏まえつつ、改めて検討を行い決定する。

2. 概要

令和5年度に区立小・中学校で実施する学校給食に係る児童・生徒の学校給食費(食材費)相当分を区が全額公費負担することで無償化を実施する。

3. 実施期間

令和5年4月～令和6年3月

4. 対象

区立小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費

※所得制限は設けない。

5. 経費

2,659,280千円（就学援助等の既公費負担分約700,000千円を含む）

【内訳】

対象	現給食 費単価	児童 生徒数※	経費
小学校(低学年)	244円	12,743人	575,839,024円
小学校(中学年)	272円	12,916人	650,877,232円
小学校(高学年)	294円	12,894人	701,467,536円
中学校(自校方式)	337円	9,468人	588,612,288円
中学校(調理場方式)	313円	2,494人	142,482,921円
		計	2,659,279,001円

※令和4年8月1日時点の人数

※学校給食費の無償化に伴い、令和5年度現年分の児童・生徒の学校給食費を徴収管理する業務が不要となるため、約27,543千円の経費削減となる。

6. 保護者等への周知

学校を通じて全保護者等に通知を配布するほか、学校緊急連絡情報配信サービス（すぐーる）での周知、区のお知らせやホームページ等に掲載するなど、事前に十分な周知を行う。

7. 不登校の児童・生徒への対応

保護者の負担軽減につながらない不登校の児童・生徒や、家庭からの弁当持参となる不登校特例校やほっとスクールに通う児童・生徒について、次のとおり対応する。

(1) 不登校の児童・生徒

給食費無償化の実施に関わらず、令和5年度中に、いつ登校しても給食を提供できる各学校の体制整備に向けて取り組む。

(2) 不登校特例校「ねいろ」

太子堂調理場からの給食配送に向けて、衛生管理や体制の確保について検討を進め、準備が整い次第実施する。

(3) ほっとスクール

上記(1)による在籍校における給食の提供の他、希望する家庭が民間事業者の弁当を注文できるような対応策の検討を進める。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	1月～	規則改正等規定の整備
	2月	文教常任委員会報告
	2月～	学校、保護者周知
	4月～	区立小・中学校で学校給食費無償化の実施